

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に関する条例
の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市立保育所における給食食材料費

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第23条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市立保育所における給食食材料費

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、職員の報酬及び給与から給食食材料費の控除をするため、所要の改正をする必要による。